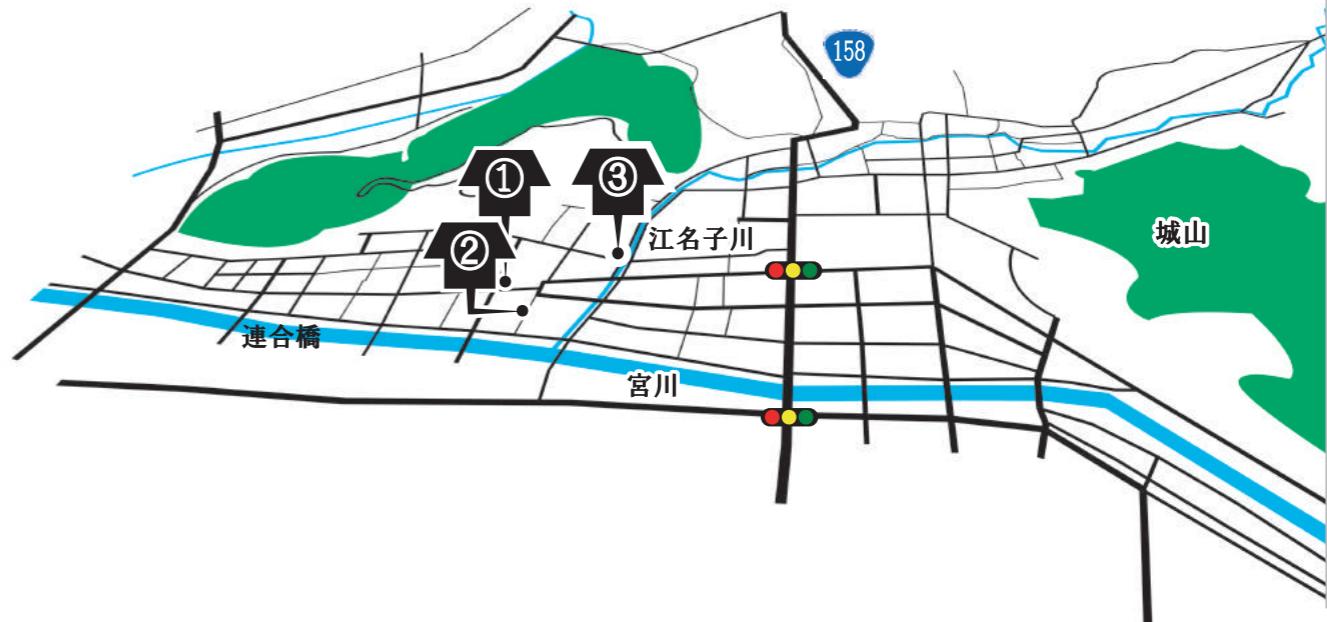


## 秋葉様

②



鎮座地：大新町1丁目



鎮座地：大新町1丁目



鎮座地：大新町1丁目



場所：記念道路角

奉祀者：大新町1丁目一部  
2、3丁目  
(鳳凰台組)

勧請年：不詳  
社殿：神明造タイプ  
灯籠：有り

場所：豊明台蔵前

奉祀者：大新町1丁目  
(豊明台組)

勧請年：不詳  
社殿：神明造タイプ  
灯籠：有り

場所：桜橋北詰

奉祀者：大新町1丁目  
(浦島台組)

勧請年：大正4年(1915)  
社殿：神明造タイプ  
灯籠：有り

■協力・資料提供：高山市教育委員会文化財課

# 町なみ飛騨高山

## 15号

## ▶ 遅すぎた対応

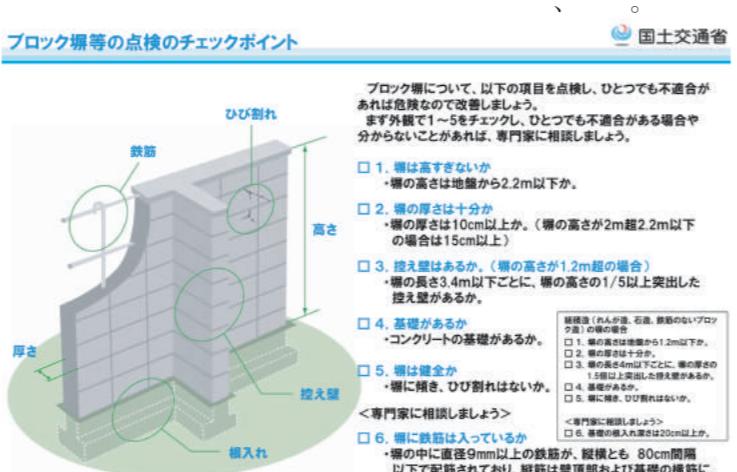
**景観重点区域内で板塀など**を新設及び改修する場合、予算の範囲内において補助金を受け取れる制度があります。先ごろ、その対象区域が **全市域に拡大され、また、期間限定でブロック塀撤去後の板塀の新設などに対する補助率及び限度額が引き上げられました。**

きつかけとなつたのは、平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震で発生した塀の倒壊による人的被害の発生です。高槻市では、登校中の小学女子児童が倒壊し、高槻市の小学校で倒壊したブロック塀の高さは3.5m。新基準どころか旧基準に照らし合わせても明確な違反は深まりませんでした。

## ▶ 安全な生活環境づくり

安全な生活環境づくりは、平成17年の福岡県西方沖地震、平成28年の熊本地震でも死者が出ていましたが、ブロック塀の危険性の認識が高まっています。高槻市では、登校中の小学女子児童が倒壊し、高槻市の小学校で倒壊したブロック塀の高さは3.5m。新基準どころか旧基準に照らし合わせても明確な違反は深まりませんでした。

## ◆補助対象の工事と各補助率と限度額



※国土交通省ホームページに掲載されている  
点検チェックポイント解説図

皆様からの「地域や町並み」に関する身近なニュースや、ご意見、ご要望など、各保存会会員様までお寄せください。

▶ 安全な生活環境づくり  
板塀の新設・改修工事の補助

平成18年、高山にふさわしい景観づくりのために高山市景観計画が策定されました。その中で、特に景観に配慮した地域づくりが求められる14の地域が景観重点区域として指定されています。

国内では、かねてよりブロック塀の危険性が指摘されてきましたし、過去にも地震発生時にブロック塀倒塌によって多くの犠牲者が出ています。昭和53年の宮城県沖地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が相次ぎました。これを受けて、昭和56年に建築基準法が見直されましたが、旧基準に基づいて建設されたブロック塀は、違法にはならないという背景もあり、建築基準法改正後も、各地で対策が不十分なブロック塀が残され続けました。

ブロック塀は低予算で建設ができるが、汚れても洗い流すだけで手入れが簡単です。しかし、正しく施工され、定期的にメンテナンスを行うなどしても、耐用年数は約20～30年とされています。見た目では劣化の有無は判断がしやすく、内部の鉄筋にいたずらに削り出しません。ただし、母屋の解体に付随する工事ならば重機が使えます。板塀だけの解体となると手作業になる場合もあります。費用がかさむことがあります。

②撤去した後、板塀や生け垣に造りかかる工事。理経費の1/2以内で、1ヶ月につき30万円迄。